

福島市建築物耐震改修助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）及び福島市耐震改修促進計画に基づき、地震に対する建築物の倒壊等による災害を防止するため当該建築物の所有者が行う耐震改修に要する費用に対し補助金を交付することにより、建築物の耐震化対策を促進し、市民の安全安心を確保することを目的とし、福島市補助金等の交付に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 耐震改修促進法第2条第1項に規定する地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修設計 耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると判定された建築物について実施する耐震改修促進法第2条第2項に規定する耐震改修のための設計をいい、建替えの設計を含む。
- (3) 耐震改修工事 前号の耐震改修設計に基づき実施する建替え以外の工事をいう。
- (4) 建替え 耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると判定された建築物を全て除却し、新たに地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合する建築物に建替えることをいう。
- (5) 除却 耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると判定された建築物を全て除却することをいう。
- (6) 工事監理 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理で、第3号に規定する耐震改修工事又は前号に規定する建替えが設計図書のとおりを実施されているか否かを確認することをいう。
- (7) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (8) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び要安全確認計画記載建築物として位置付けられることが確実なものをいう。
- (9) 判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が制定する耐震判定委員会登録要綱に規定する耐震判定委員会をいう。
- (10) 区分所有建物 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物をいう。
- (11) 管理組合 区分所有法第3条又は第65条に規定する区分所有建物を管理する団体をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、福島市内に存する建築物で、国又は地方公共団体の所有するものを除く次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- (2) 要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物
- (3) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定されたもの
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していないもの
- (5) 耐震改修工事、建替え又は除却（以下「耐震改修工事等」という。）の場合においては、地震に対して安全な構造とする旨の所管行政庁による勧告または耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けていないもの

（補助対象要件）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、所有者が補助対象建築物について行う耐震改修設計及び耐震改修工事等（以下「補助対象事業」という。）で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 耐震改修の計画策定が適正に行われたかどうかを確認するために判定委員会において評価を受けたものであること（建替え又は除却の場合を除く。）。)
 - (2) 国又は地方公共団体から同種の補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないものであること。
 - (3) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者の設計及び工事監理によるものであること（除却の場合を除く。）。)
 - (4) 耐震改修工事等（除却の場合を除く。）に伴い補助対象建築物の用途又は面積を変更するときは、工事終了後においてもその用途及び規模が耐震改修促進法第14条第1項第1号に掲げる要件に該当するものであること。
- 2 建替えの場合においては、原則として建替え前の建築物が存する敷地を含む敷地で行う建替えであること。ただし、敷地の制約上、別地にて建替えざるを得ない特別な事情がある場合で市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の所有者（補助対象建築物が区分所有建物である場合は、当該区分所有建物の管理組合又は区分所有者全員の同意を得た代表者）で、当該補助対象事業を実施する者とする。

- 2 補助対象建築物（区分所有建物を除く。）が複数の者の共有に属する場合の補助対象者は、補助対象事業の実施について、共有者全員の同意を得なければならない。
- 3 補助対象者は市税を滞納していない者とする。

（補助対象経費）

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う次に掲げる費用とする。

- (1) 耐震改修設計に要する費用で、判定委員会による補強計画の評価及び現地調査に要する費用を含む。
 - (2) 耐震改修工事等に要する費用で、工事監理に要する費用を含む。
- 2 前項の費用のうち耐震改修のための設計及び工事監理に要する費用は、「建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和6年国土交通省告示第8号）」に基づくものとする。

- 3 第1項第1号の費用のうち建替えのための設計に要する費用は、耐震改修工事に要する費用相当額に別表の建築設計料率を乗じて得た額を限度とする。
- 4 第1項第2号の費用（工事監理に要する費用を除く。）は、補助対象建築物の床面積1平方メートルにつき57,000円（耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は62,700円/㎡）を乗じた額を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると市長が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は床面積1平方メートルにつき93,300円を乗じた額を限度とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額で予算の範囲内において市長が定める額とする。

- （1）耐震改修設計 補助対象経費の合計額に6分の5を乗じて得た額以内の額
 - （2）耐震改修工事等 次のイ又はロに掲げる建築物の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額
 - イ 要緊急安全確認大規模建築物 補助対象経費の合計額に44.8%を乗じて得た額以内の額
 - ロ 要安全確認計画記載建築物 補助対象経費の合計額に15分の11を乗じて得た額以内の額
 - （3）工事監理 補助対象経費の合計額に6分の5を乗じて得た額以内の額
- 2 補助金の総額の算定においては、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第8条 補助対象者は、耐震改修設計を行う場合には交付申請前に事前協議申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長と協議しなければならない。

- （1）耐震改修促進法における要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物であることの確認書の写し（参考様式1）
 - （2）耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたことが確認できる書類
 - （3）補助対象建築物の案内図、配置図、各階平面図、立面図（2面以上）、断面図
 - （4）補助対象建築物の床面積が分かる求積図
 - （5）補助対象建築物の外観写真（2面以上）
 - （6）概算見積書
- 2 補助対象者は、耐震改修工事等を行う場合には交付申請前に事前協議申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長と協議しなければならない。
- （1）耐震改修促進法における要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物であることの確認書の写し（参考様式1）
 - （2）耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたことが確認できる書類
 - （3）補助対象建築物の案内図、配置図、各階平面図、立面図（2面以上）、断面図（現況）
 - （4）補助対象建築物の床面積が分かる求積図（現況）
 - （5）補助対象建築物の外観写真（2面以上）
 - （6）概算見積書
 - （7）耐震改修計画概要図又は建替え計画概要図（除却の場合を除く）

(補助金の交付申請)

第9条 補助対象者は、規則第4条第1項の規定により耐震改修設計に係る補助金の交付申請を行う場合は、前条の事前協議の完了後、かつ、耐震改修設計の契約前に補助金交付申請書(様式第2号)により行うものとし、次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号別紙)
- (2) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し(補助対象経費の積算内訳が分かるものに限る。)
- (3) 補助対象建築物に共有者がある場合においては耐震改修設計の実施に関する共有者全員の同意書
- (4) 補助対象建築物が区分所有建物である場合においては、耐震改修設計を実施する旨の管理組合の議決があることを証する書類若しくはこれに類する書類又は区分所有者全員の同意書
- (5) 補助対象建築物の登記事項証明書(原本)
- (6) 市税の完納を証明する書類(共有者又は区分所有者がある場合においては、全ての共有者又は区分所有者の市税の完納を証明する書類。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、規則第4条第1項の規定により耐震改修工事等に係る補助金の交付申請を行う場合は、前条の事前協議の完了後、かつ、工事の契約前に補助金交付申請書(様式第2号)により行うものとし、次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号別紙)
- (2) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し(補助対象経費の積算内訳が分かるものに限る。)
- (3) 判定委員会による耐震補強の評価を受けたことを証明する書面の写し(耐震改修工事の場合に限る。)
- (4) 耐震改修工事の施工箇所及び補強等の内容がわかる図面又は建替え後の配置図、各階平面図、立面図(2面以上)、断面図、床面積求積図
- (5) 補助対象建築物に共有者がある場合においては、耐震改修工事等の実施に関する共有者全員の同意書
- (6) 補助対象建築物が区分所有建物である場合においては、耐震改修工事等を実施する旨の管理組合の議決があることを証する書類若しくはこれに類する書類又は区分所有者全員の同意書
- (7) 補助対象建築物の登記事項証明書(原本)
- (8) 市税の完納を証明する書類(共有者又は区分所有者がある場合においては、全ての共有者又は区分所有者の市税の完納を証明する書類。)
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 補助対象者は、前2項の補助金の申請に当たっては、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでない場合又は仕入税額控除を行わない場合で消費税仕入税額控除確認書を申請時に提出したときは、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査してその可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)により補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の申請の内容を審査した結果、適当でないと認めたときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。
- 3 補助対象者は、第1項の通知を受けた後でなければ当該補助対象事業に着手することができない。

（着手届）

- 第11条 補助対象者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合は、速やかに当該通知を受けた事業に着手するものとする。
- 2 補助対象者は、補助対象事業に着手したときは、着手の日から14日以内に着手届（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - （1） 契約書の写し
 - （2） 工程表

（事業内容の変更等）

- 第12条 補助対象者は、規則第6条第1項第1号の規定に基づき事業内容又は経費の配分を変更（補助金額の変更を伴わない軽微な変更を除く。）しようとする場合又は同項第2号の規定に基づき事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、速やかに変更(中止・廃止)承認申請書（様式第6号）に当該変更に係る書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査してその可否を決定し、変更(中止・廃止)承認通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。
 - 3 補助対象者は、前項による通知を受けたあと、変更契約を締結したときは、前条第2項の規定を準用し、契約の日から14日以内に着手届（様式第5号）に変更契約書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（状況の報告）

- 第13条 市長は、必要に応じ、補助対象者に対し、補助対象事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

（実績報告）

- 第14条 補助対象者は、耐震改修設計の補助対象事業が完了したときは、実績報告書（様式第8-1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- （1） 耐震改修設計の実施結果報告書（建替えの場合を除く。）
 - （2） 判定委員会による耐震補強の評価を受けたことを証明する書面の写し（建替えの場合を除く。）
 - （3） 耐震改修に係る設計図又は建替えの設計図
 - （4） 補助対象事業の実施に要した費用に係る請求書又は領収書の写し
 - （5） その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象者は、耐震改修工事等の補助対象事業が完了したときは、実績報告書（様式第8-2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - （1） 施工前、施工後の写真及び施工状況がわかる経過写真
 - （2） 工事監理報告書の写し（除却の場合を除く。）
 - （3） 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し（建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認申請が必要な場合に限る。）

- (4) 補助対象事業の実施に要した費用に係る請求書又は領収書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定による実績報告は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、市長が当該期限を延長する必要があると認める場合はこの限りでない。
- 4 第9条第3項ただし書きの規定により申請をした者は、第1項の実績報告において仕入控除税額が明らかな場合には、交付決定額からこれを減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第15条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第9号)により補助対象者に通知するものとする。
- 2 市長は、前条第4項の規定に基づく報告があったものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該仕入控除税額を減額するものとする。

(補助金の交付請求)

- 第16条 補助対象者は、前条の規定による補助金の額の確定後、速やかに補助金請求書(様式第10号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消等)

- 第17条 市長は、規則第10条第1項及び規則第18条第1項の規定により、補助金の交付決定を取消又は変更したときは、補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第11号)により、当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第18条 規則第19条の補助金返還は、補助金返還命令書(様式第12号)によるものとする。
- 2 補助対象者は、補助金の額の確定後、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書(様式第13号)により速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 市長は前項の報告を受けた場合には、補助金の交付の決定の一部を変更するものとする。
- 4 前項の変更に係る当該補助対象者への通知は、第17条の規定を準用するものとする。
- 5 市長は、第2項の規定による報告を受けた場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金に係る仕入控除税額に相当する額の返還を命ずるものとする。この場合においては、第1項の規定を準用する。

(会計帳簿等の整備等)

- 第19条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の提出)

第20条 この要綱の規定に基づく申請に係る提出書類は、正副2部とする。

2 この要綱の規定に基づく申請は、棟ごとに行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月26日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第2 経過措置

改正前の要綱に基づき申請されたものはなお従前の例によることができる。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

第2 経過措置

改正前の要綱に基づき申請されたものはなお従前の例によることができる。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

第2 経過措置

改正前の要綱に基づき申請されたものはなお従前の例によることができる。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、令和3年 4月15日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、令和7年4月9日から施行する。

第2 経過措置

改正前の要綱に基づき申請されたものはなお従前の例によることができる。

別表 建築設計料率

建築工事費区分 (単位：百万円)	100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000
建築設計料率 (各棟別) (単位：%)	11.11	7.34	6.16	5.18	4.66	4.11	3.44	2.74

(注) 工事費の中間区分については、直線的補間により料率を定めること。この場合における、料率の端数は、小数点第3位以下を切り捨てること。